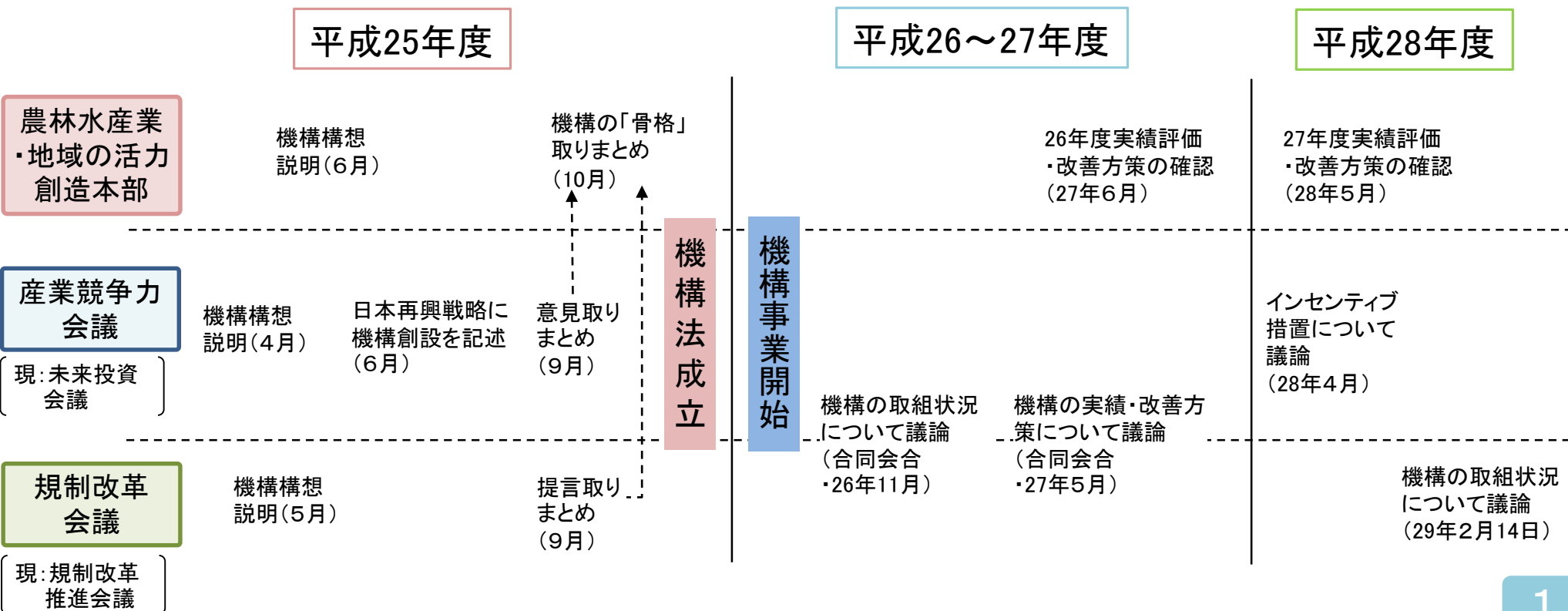


農地集積の加速化と森林施業の集約化

平成29年4月25日
山本(有)臨時議員提出資料
農林水産省

農地中間管理機構の創設と事業推進

- 担い手への農地集積・集約化を加速化する(平成35年度までに、担い手の農地利用割合を5割から8割まで拡大させる)ための究極の手段として、公的機関である農地中間管理機構を創設。当時の産業競争力会議・規制改革会議における議論も踏まえた上で制度設計。
- 機構については、日本再興戦略改訂2014において、毎年、官邸の農林水産業・地域の活力創造本部で実績、取組状況及びそれらを踏まえた改善策を確認し、事業を展開するサイクルを確立。
- 今後とも、毎年、実績評価、改善策の実行というサイクルを進めつつ、機構を軌道に乗せていく考え。



農地中間管理機構の更なる取組強化に向けた課題と対応

- 機構の27年度の実績は、**初年度(26年度)の3倍に拡大**(転貸面積:2.4万ha→7.7万ha)。県によって濃淡はあるものの、初年度の手探り状態を脱し**自信を持って取り組む県が多くなってきている**ところ。
- **固定資産税の税制改正や農地整備との連携強化など、関連措置を矢継ぎ早に展開**。
- 実績の低い中山間地域や果樹産地等の取組の一層の強化等が課題。

(1) 都道府県・機構の意識改革と現場の体制整備等

- 各都道府県及び各市町村の中間管理機構の実績について、公表。
- **土地改良区**など関係機関との連携強化、**担い手団体**との連携協定の締結の促進。

(2) 機構への貸付けのインセンティブの強化

- 平成28年度税制改正により、**固定資産税の税制改正**が実現。農地所有者に対して積極的に周知。
 - ・ 農業委員会が機構との協議を勧告した遊休農地については、通常の農地の1.8倍の課税。
 - ・ 所有する全農地を機構に10年以上貸し付けた場合、固定資産税を1/2に軽減。

(3) 農地整備事業との連携強化

- 機構と農地整備事業との連携が進展(予算額ベース:4割(27年度)→5割(28年度))。また、機構の重点実施区域を対象に簡易な基盤整備を行う予算(農地耕作条件改善事業)を創設(414地区(27年度)→640地区(28年度))。
- さらに、機構が借り受けている農地について、当該農地が一定規模以上のまとまりのある農地であることなどの要件を満たした場合に、**農業者の負担なしに基盤整備事業を実施できる制度を創設**すべく土地改良法改正案を国会に提出しており、より一層担い手が借りやすくなる環境の整備を図る。

(4) 施策への配慮及び中山間地域等における取組の強化

- 各県における**機構実績**を踏まえた**予算配分**を行う仕組みを補助事業(農業用機械等の導入を支援する事業)に導入。
- 取組の進んでいる平場の水田地域に加え、①基盤整備の活用や優良事例の横展開などによる**中山間地域での取組の推進**、②産地協議会と機構の連携による集積と改植の推進による**果樹産地での取組を強化**。

所有者不明土地(相続未登記農地)問題について

- **相続未登記農地及びそのおそれのある農地は、全農地の悉皆調査の結果、約2割と判明。**これらの大宗は事実上の管理者がいるものの、権利関係が複雑となっており、農地中間管理機構への円滑な貸付けが行えず、**集積・集約化の妨げ**となっている。
- これらの農地は、登記されていないだけで事実上の管理者が自分の農地と考えている傾向が強い。
- しかしながら、事実上の管理者は高齢者が多く、**近い将来のリタイアの際には、貸付けが困難な相続未登記農地が遊休農地になるおそれ**が大きい。
- これらのことから、**事実上の管理者(相続人の1人)の判断による農地の貸付けや、その者による時効取得を可能とする制度**を求める意見がある。さらに将来的には土地・登記制度一般の抜本的な対策が必要との意見もある。

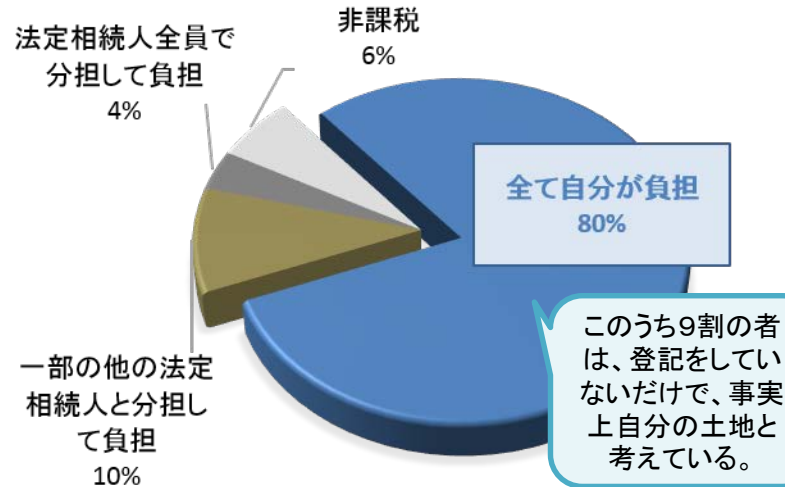
相続未登記農地の実態

農地の相続未登記の状況を悉皆で調査した結果、

- ・全農地の2割の農地が相続未登記
- ・うち遊休農地は6%

相続未登記農地	47.7万ha
うち遊休農地	2.7万ha
相続未登記のおそれのある農地	45.8万ha
うち遊休農地	2.7万ha
合計	93.4万ha (農地(447万ha)の 20.8%)
うち遊休農地	5.4万ha (相続未登記農地等の 6%)

相続未登記農地における固定資産税の納付状況



農地制度上は、公示・裁定制度を含め、様々な措置を講じているが、更に以下の改善策が求められているところ。

- ・事実上の管理者(相続人の1人)の判断による貸借を可能とすること
- ・事実上の管理者(相続人の1人)による当該農地の時効取得を可能とすること

さらに、そもそも相続未登記が起こらないよう、土地・登記制度一般の抜本的な対策が必要との意見もある。

農地制度上の対応

毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地及びそのおそれのある農地を確認

所有者等を確認できない場合には、その旨を公示

都道府県知事の裁定により農地中間管理機構が利用権を取得

裁定実績: 2件
(静岡県・青森県)

森林施業の集約化について

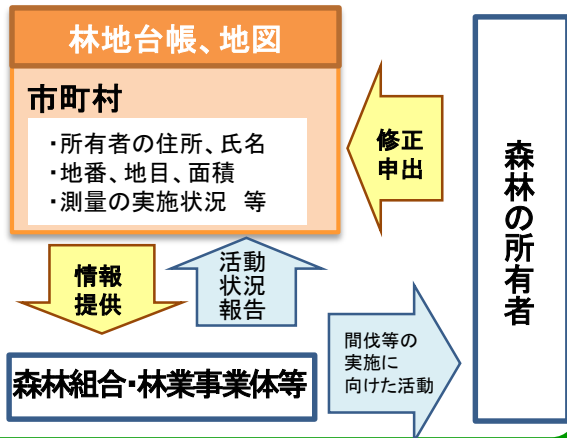
- 森林施業の集約化を推進するため、平成28年5月に森林法を改正し、私有林の所有者や境界測量の状況などの情報を、市町村が林地台帳として整備する制度を創設。
- 国としては平成31年度からの本格運用に向けて、マニュアルの作成等を行うとともに進捗管理を実施。

森林施業の集約化の課題

- 林業の採算性の低下や所有者の不在村化等により、**所有者・境界が不明な森林が増加し、森林施業の実施に支障**。

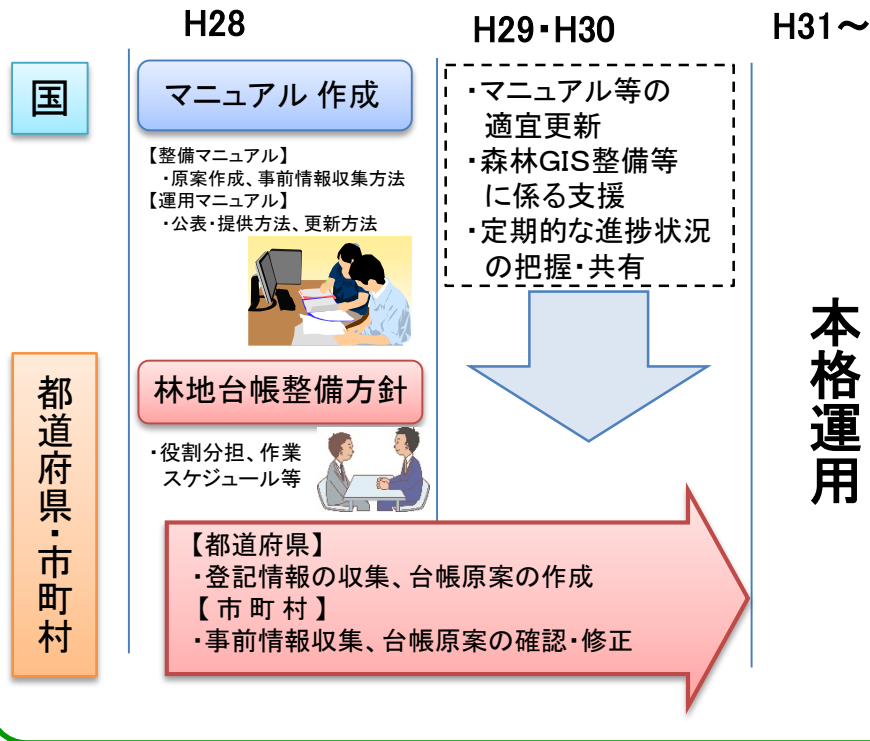
林地台帳制度の概要

- 森林所有者や**森林組合・林業事業者等へ情報提供**し、所有者や境界の情報を活用して、**森林施業の集約化を推進**。



林地台帳の取組状況と運用に向けたロードマップ

- **都道府県と市町村が連携して台帳整備を推進**。
- 国は地方の意見を聞きながら、**マニュアルの作成・配布や森林GIS整備等に係る支援等**を実施。



効果

施業の集約化が進み、間伐等推進、雇用創出、地域材活用に貢献

参考資料

- ・インフラに関するデータベース化の取組
- ・インフラに関する新技術開発に向けた取組

農地台帳及び全国農地ナビについて(3月16日国と地方のシステムWG提出資料)

- 農地台帳は、農地の権利移動の許可業務等を適切に行うため、農業委員会が管内の農地情報を一筆毎に記録する台帳。
- 農業委員会は、農地法により、農地台帳の電子化と公表を義務付けられており、その情報を全国一元的に公開する農地情報公開システム(全国農地ナビ)において、約4,200万筆の農地情報が公表されているところ。

農業委員会

- 農地所有者等からの申請・届出等により、農地の権利関係や利用状況、所有者の意向などを調査・把握し、農地台帳に記録。



農地台帳の主な記録事項

- 所有者等の氏名・名称、住所
- 農地の所在・地番、地目、面積
- 賃借権等の権利の種類と存続期間、借賃等の額
- 遊休農地に関する措置の実施状況(遊休農地かどうか)
- 所有者の農地の賃貸等に関する意向
- 農振法や都市計画法の地域区分
- 農地中間管理機構による権利取得や転賃の状況

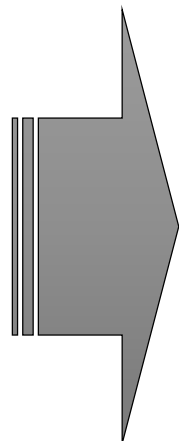


※ 農業委員会に対して、農地台帳等の電子化と公表を義務付け(農地法第52条の2及び第52条の3)

全国農地ナビ



農地台帳に基づく農地情報を全国一元的に公開。

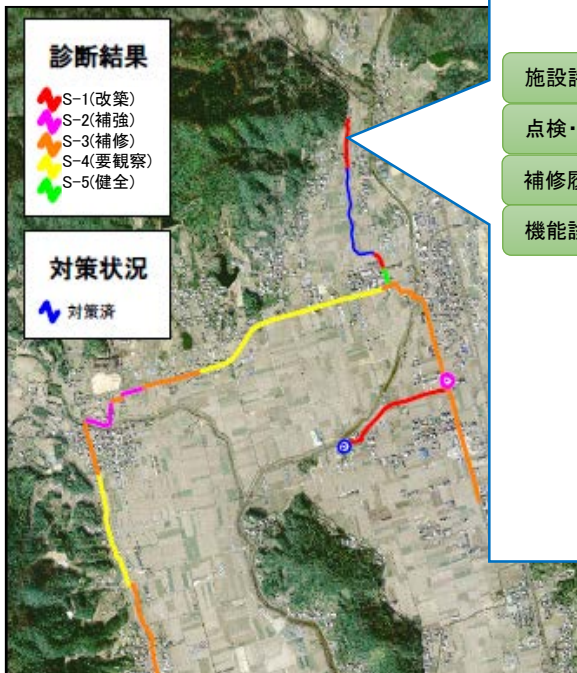


規模拡大や新規参入を検討する農地の受け手や行政機関等、誰でも無料で閲覧可能。

※下線部を除く事項について、インターネット上で公表。

- GISを活用し、農業水利ストック情報データベースに登録されている国営造成施設の諸元、機能診断や点検整備結果等の情報を可視化し、情報プラットフォームに提供。(※ 国営造成農業水利施設の情報のGIS化を平成26年度から28年度で実施)
- 情報プラットフォームを通じて地方公共団体や管理者である土地改良区等に情報を共有し、突発事故や災害時における初動対応をGISを活用して迅速に行うことや、対策箇所 の優先順位の検討等に活用。
- 県営造成施設の情報のGIS化を支援する補助事業を平成29年度に創設。

地理情報システム (GIS)

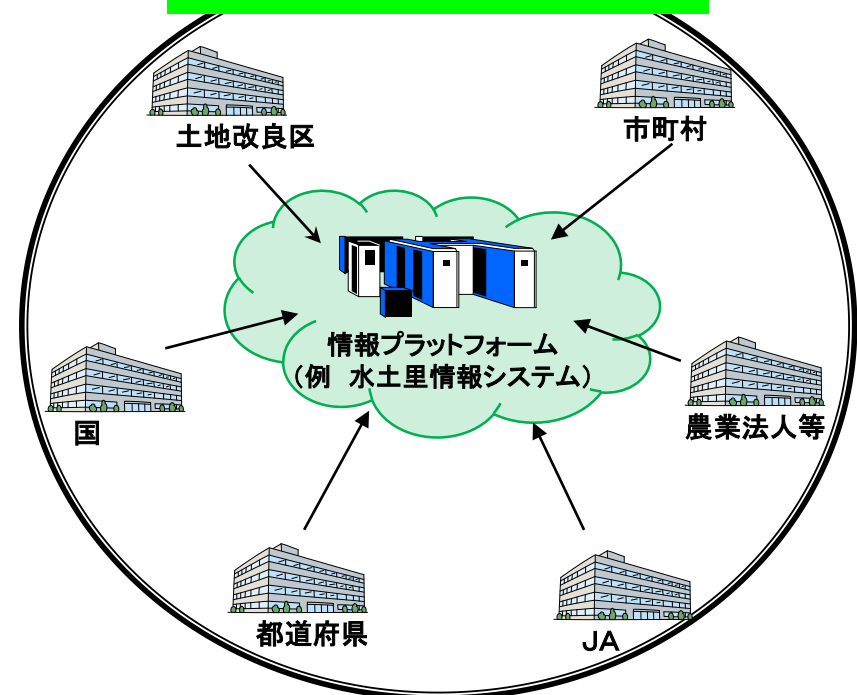


施設情報

- 施設諸元(名称、事業名、延長、構造、規格等)
- 点検・整備(点検日、点検内容、点検費用等)
- 補修履歴(補修内容、補修費用、採用工法、選定理由等)
- 機能診断(健全度評価、劣化要因等)

施設写真

GIS化された施設情報の共有



※ 利用に当たっては、利用契約の締結が必要。利用料は管理運用に充当。

日常管理、対策箇所の優先順位の検討等に活用

森林GISについて(3月6日国と地方のシステムWG提出資料)

- 高度成長期以降、集中的に整備されたインフラの老朽化が一層進むことが見込まれており、財政状況が厳しい中、既存施設の機能を維持していくためには、老朽化した施設の計画的な保全対策が必要。
- 施設の情報が記載された林道台帳は紙ベースで保管されているものや整備時期によって用語が異なるものがあるなど、情報の集計作業に多大な労力を要する場合もある。
- そのため、施設の位置情報も含めた情報の電子化を進めることにより、必要な情報を効果的かつ効率的に収集するとともに、これら情報を計画的な保全対策に活用していく必要がある。

【インフラ情報の電子化の取組事例】

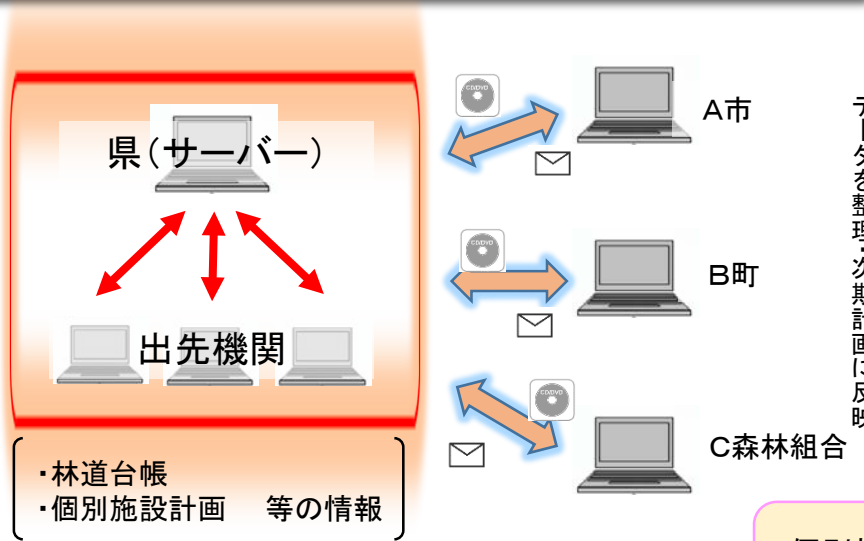
長崎県では、県が主体となり林道台帳等の情報を森林空間情報システムによりデータベース化するとともに、県と出先機関で情報をネットワーク化。また、市町村、森林組合に対しても情報を共有。



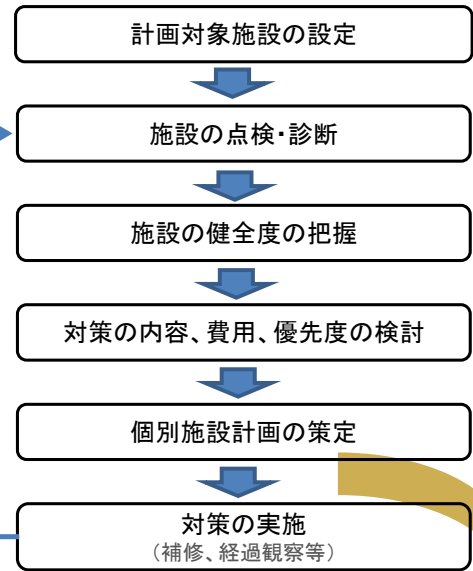
- ・施設諸元
(路線名、延長、規格・構造、開設時期等)
- ・点検診断
(点検日、調査結果、健全性の診断結果等)
- ・保全計画の内容
(計画期間、対策費用、管理方法等)

- ・タブレットPCでシステム利用が可能
- ・施設情報を座標値を持ったデジタルデータとして反映可能。
- ・ネットワークに接続したPCへの情報反映が正確かつ容易に可能。

森林空間情報システムの構成



計画策定及び対策の実施に係る流れ



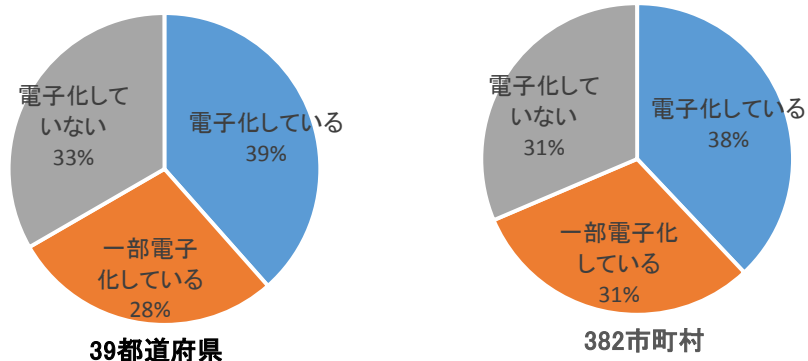
個別施設計画の内容を森林空間情報システムでデータベース化

個々の取組を他に共有することで横展開を図り、インフラ情報の電子化・データベース化を通じた情報共有の取組を促進

- 施設情報の電子化については、地方公共団体が取組を進めており、約7割の管理者において一部実施を含め、漁港台帳を電子化。また、個別施設計画については、約3割の漁港でデータベースが構築済み。
- 国は、講習会等を活用し、地方公共団体に対し、先行事例の共有やデータベース作成の講習など技術的支援を推進。
- 新たな漁港漁場整備長期計画(平成29年度～平成33年度)では、一定の港勢を有するおおむね900漁港において、データベースの構築を図り、漁港施設情報の集約及び電子化を推進。

漁港施設情報の電子化状況

1. 漁港台帳の電子化状況

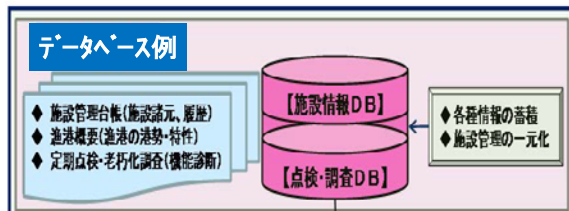
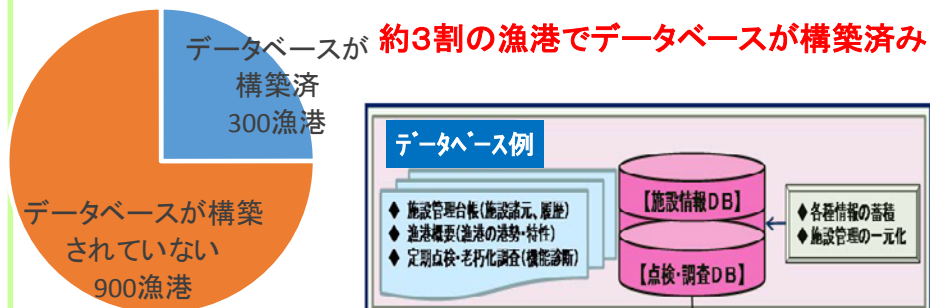


約7割の管理者が電子化を実施

平成27年度 水産庁調査

2. 個別施設計画のデータベース化状況

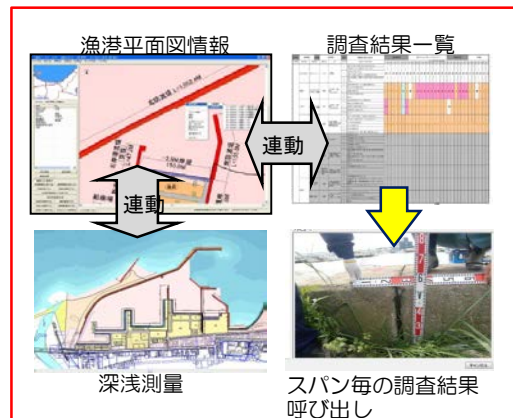
平成28年度



平成28年度 水産庁調査

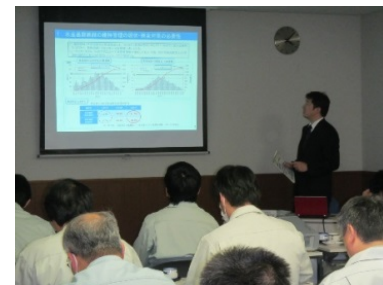
電子化の普及推進

1. 先行事例の共有



漁港施設情報の事例紹介やデータベース作成方法の講習会等を実施し、電子化の普及を推進。

2. 講習会等による技術的支援



情報活用講習会

漁港施設情報の電子化・集約化

平成29年度～平成33年度の5年間で、一定の港勢を有するおおむね900漁港において、個別施設計画のデータベースを構築。

※一定の港勢を有する漁港とは、利用・登録漁船50隻又は陸揚金額1億円以上

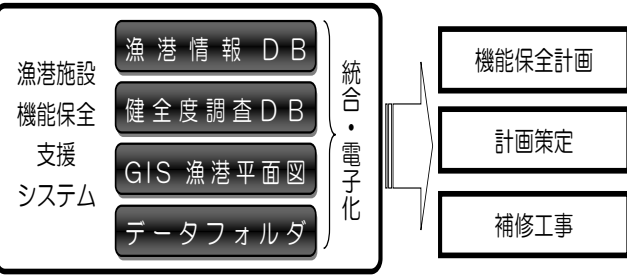
- 新たな漁港漁場整備長期計画(平成29年度～33年度)において、漁港漁場整備を効率的、効果的に推進していくため、ICTを活用した施設管理技術の導入を一層推進。
- 現在、一部の地方公共団体では、施設のデータをWEB上でオープン化し、地域に利用されており、今後より一層のオープン化を推進。

【新技術の活用】

漁港施設情報

データベースの活用事例

- 漁港施設について、GIS(地理情報システム)を活用し、現地計測し、各種データベース化。
- 各種の情報を相互にリンクさせたシステムを構築



(実用事例: 北海道開発局)

長寿命化対策

予防保全の効率化

ICTの活用による漁港施設の状態に関する情報の蓄積・更新、関係者間での情報共有により維持管理業務を効率化

項目名	内容
点検種類	日常点検
最終更新	2015年8月27日 10:49
登録者所属	●●市△△部
場所名	A漁港
対象施設	防波堤
施設位置	上部工
損傷の種類	亀裂
撮影者コメント	No21、機能保全計画上の評価を要確認



(実用事例: 神奈川県三浦市)

【データのオープン化】

浮魚礁のデータのオープン化

- 浮魚礁の維持管理に用いる位置、海象情報をWeb上で公開



船舶の運航、漁船の安全操業に寄与

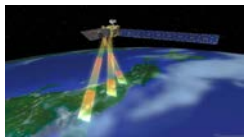


風向・風速・流向・流速等の情報を公開

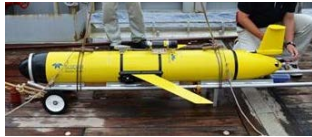
(実用事例: 宮崎県)

ICTを活用した藻場のモニタリング手法の開発(イメージ)

衛星画像、ドローン等の新技術を活用し、広域かつ高精度に藻場の変動を把握



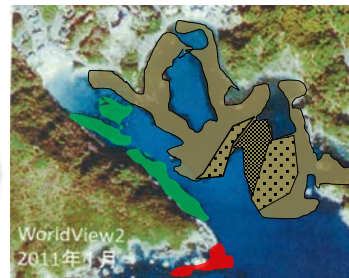
人工衛星



ソナー曳航体



マルチコプター



漁場環境の把握イメージ

<凡例>

- : マクサ
- : アラメ
- : アマモ

- : 被度5%
- ▨ : 被度20%
- ▩ : 被度50%